

## 緊急連絡

### 「イナビル<sup>®</sup>」使用後の転落事故予防に関する注意喚起について

厚生労働省から2月14日付で抗インフルエンザウイルス薬の使用に関して、病院団体や製造販売業者に注意喚起の徹底を求める課長通知が発出されました。これは、因果関係を含め、詳細は不明であるものの「イナビル<sup>®</sup>（ラニナミビルオクタン酸エステル水和物）」使用後に10歳代患者の転落死が報告されたことを受けての対応と聞いております。以下に「イナビル<sup>®</sup>」の販売メーカーである第一三共からのお知らせ文書を掲載いたします。

— 医薬品の適正使用に欠かせない情報です。必ずお読みください。 —



#### 適正使用のお願い

長時間作用型ノイラミニダーゼ阻害剤

### イナビル<sup>®</sup>吸入粉末剤20mg

ラニナミビルオクタン酸エステル水和物吸入粉末剤

処方せん医薬品：注意—医師等の処方せんにより使用すること

2012年2月

製造販売元 第一三共株式会社

#### 異常行動に関する注意喚起のお願い

インフルエンザが全国的に本格的な流行時期を迎えています。このたび、イナビルを処方された10歳代患者様の転落死が報告されました。

抗インフルエンザウイルス薬投与後の異常行動発現につきましては、注意喚起をお願いしているところではございますが、流行時期に鑑み、以下のとおり「使用上の注意」に関しまして再度ご案内させていただきます。イナビルを含め、抗インフルエンザウイルス薬のご処方の際には、小児、未成年の患者様ならびに保護者の方へ、少なくとも2日間は小児・未成年の患者様が一人にならないよう改めまして以下の注意喚起を徹底いただきたく、お願い申し上げます。

#### 【使用上の注意】(抜粋)

##### 1. 重要な基本的注意

- (1) 因果関係は不明であるものの、本剤を含む抗インフルエンザウイルス薬投与後に異常行動等の精神神経症状を発現した例が報告されている。小児・未成年者については、異常行動による転落等の万が一の事故を防止するための予防的な対応として、本剤による治療が開始された後は、1) 異常行動の発現のおそれがあること、2) 自宅において療養を行う場合、少なくとも2日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することについて患者・家族に対し説明を行うこと。なお、インフルエンザ脳症等によっても、同様の症状があらわれるとの報告があるので、上記と同様の説明を行うこと。